

許可の対象となる 行為	許可の基準	許可を要しない場合
建築物、その他の工 作物（以下「建築物 等」という。）の新 築、改築又は増築	1) 高さが第1種風致地区にあつては 8m、 第2種風致地区にあつては 10mを超えないこと。 2) 建ぺい率（注1）が第1種風致地区にあつては 20%、第2種風致地区にあつては 40%以下であること。 3) 壁面後退距離（注2）が、第1種風致地区にあつては道路に接する部分は 3m以上、その他に接する部分は 1.5m以上、第2種風致地区にあつては道路に接する部分は 2m以上、その他に接する部分は 1m以上であること。 4) 位置、形態、意匠等が周辺の風致と著しく不調和でないこと。 （工作物については、1）～3）を除く。） 注1 建ぺい率：建築面積の敷地面積に対する割合 注2 壁面後退距離：建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界までの距離	建築物の新築、改築又は増築に係る床面積の合計が 10㎡以下であるもの。ただし建築物の高さが第1種風致地区にあつては 8m、第2種風致地区にあつては 10mを超えるものを除く。 工作物のうち、次に掲げるもの。 1) 風致地区内において行う工事に必要な仮設のもの 2) 地下に設けるもの 3) 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台 4) 高さが 1.5m以下であるもの
建築物等の移転	同上	建築物の移転する建築物の床面積が 10㎡以下であるもの。 上記に掲げる工作物であるもの。
宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更	次に掲げる要件に該当し、かつ、風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 1) 木竹の保全又は適切な植栽が行われる面積の割合が、第1種風致地区にあつては 50%以上、第2種風致地区にあつては 30%以上であること。ただし、土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合はこの限りではない。 2) 周辺の木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 3) その面積が 1haを超える場合、第1種風致地区にあつては高さが 3mを超え、第2種風致地区にあつては高さが 5mを超えるのりが生ずる切土、盛土を伴わないこと。土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合はこの限りではない。	面積が 10㎡以下で、高さが 1.5mを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの。

	4) その面積が 1 ha 以下 であって、第1種風致地区にあつては高さが 3m を超え、第2種風致地区にあつては高さが 5m を超えるのりが生ずる切土、盛土を伴うときは、 周辺の風致の著しく不調和でないこと。	
木竹の伐採	次に掲げる伐採に該当し、かつ、周辺の風致を損なうおそれが少ないこと。 1) 建築物の建築等を行うために必要な最小限度の伐採 2) 森林の択伐 3) 伐採後の成林が確実な森林の皆伐（1 ha を超えないものに限る。） 4) 森林である土地の区域外での木竹の伐採	次に掲げる木竹の伐採であること。 1) 間伐、枝打ち等の通常行われる木竹の伐採 2) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 3) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採 4) 仮植した木竹の伐採 5) 別に定める行為のため必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
土石の類の採取	土石の類の採取については、採取の方法が、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。	採取による地形の変更が 上記の土地の形質の変更と同程度のもの。
水面の埋立て又は干拓	周辺の風致と著しく不調和でないこと。 また、周辺の土地を含め、木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。	面積が 10 m²以下 であるもの。
建築物等の色彩の変更	変更後の色彩が、周辺の風致と著しく不調和でないこと。	屋根、壁面、煙突、門、へい、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩を変更であること。
屋外における、土石、廃棄物又は再生資源の堆（たい）積	周辺の風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。	面積が 10 m²以下 であり、かつ、高さが 1.5 m以下 であるもの。